

鴨 川 市 水 道 事 業 運 営 委 員 会 次 第

日 時 平成 26 年 11 月 19 日 (水)

午前 9 時 30 分

場 所 鴨川市水道局 1 階 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

(1) 平成 26 年度鴨川市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

4 その他

5 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年

期間：自 平成25年4月 1日

至 平成27年3月31日

氏 名	職 名	備 考
平 松 健 治	市 議 会 議 員	
久 保 忠 一	〃	
刈 込 信 道	〃	
川 名 義 夫	識見を有する者	
山 崎 美 保 子	〃	
川 上 正 利	〃	
梶 恵 子	〃	
満 田 清	〃	
村 尾 信 行	〃	
中 村 康 仁	〃	

○鴨川市水道事業運営委員会設置条例

平成17年2月11日

条例第145号

(設置)

第1条 鴨川市水道事業の運営に関する事項を審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、鴨川市水道事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、水道事業の運営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 議会議員 3人

(2) 識見を有する者 7人

3 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道局において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。